

床暖プラン  
(主契約料金表)  
京葉ガスエリア

レ ジ ル 株 式 会 社

2025年 10月 1日 実 施

## ガス料金その他の供給条件の内容

### 床暖プラン

#### 1 対象となるお客さま

ガス需給約款の適用を受け、京葉瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域に該当するお客さまで、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を継続して請求できること。
- (2) エネルギー源として主に都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機（以下「熱源機」といいます。）により、居室の床面下に設置した温水配管によって居室の床面暖房を行う機器（以下「床暖房」といいます。）を居室で使用されること。
- (3) 住宅または施設付き住宅（1建物に住宅と店舗棟の非住宅部分とがあるものをいいます。）の住宅部分において熱源機を使用されること。

#### 2 ガス料金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が59,540円を下回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が59,540円を上回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、ガス料金の算定期間の終期が5月1日から11月30日までの場合は料金表（その他期）を、12月1日から4月30日までの場合は料金表（冬期）を、それぞれ適用いたします。

##### (1) 料金表（その他期）

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が100立方メートルをこえる場合には料金表C、それぞれ適用いたします。

##### イ 料金表A

###### (i) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	758円04銭
---------	---------

###### (ii) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	157円92銭
------------	---------

ロ 料金表B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,231円69銭
--------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	134円25銭
------------	---------

ハ 料金表C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,803円55銭
--------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	128円53銭
------------	---------

(2) 料金表（冬期）

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が50立方メートルをこえる場合には料金表Cを、それぞれ適用いたします。

イ 料金表A

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	758円04銭
--------	---------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	157円92銭
------------	---------

ロ 料金表B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,461円36銭
--------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	122円77銭
------------	---------

ハ 料金表C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,994円34銭
--------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	112円01銭
------------	---------

3 日割計算

- (1) 当社は、イ、ロまたはハの場合は、日割計算をし、ガス料金を算定いたします。

この場合のガス料金は、(2)または(3)によって算定された日割計算後基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が59,540円を下回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が59,540円を上回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

イ ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅したことによりガス料金の算定期間が29日以下または36日以上となった場合。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合および他のガス小売事業者からの切り替えにより当社からのガスの供給が開始する場合を除きます。

ロ ガス料金の算定期間が24日以下または36日以上となった場合

ハ ガス需給約款24(供給または使用の制限等)によりガスの供給を中止または制限し、その中止または制限した日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、ガス料金は申し受けません。

- (2) (1)イ、ロの場合、ガス料金は次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

なお、2(ガス料金)で定めた料金表の適用基準となる1月分の使用量については、料金算定期間の使用量に30を乗じ、料金算定期間の日数で除した1か月換算使用量を用います。

日割計算後基本料金は基本料金に料金算定期間の日数を乗じ、30で除してえた値といたします。なお、上記計算により発生した小数点第3位以下の数値は切り捨て、料金算定期間の日数には開始日を含みます。

- (3) (1)ハの場合、ガス料金は次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

なお、2(ガス料金)で定めた料金表の適用基準となる1月分の使用量については、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量を用います。

イ 日割計算後基本料金は基本料金に日割計算日数を乗じ、30で除してえた値といたします。

なお、上記計算により発生した小数点第3位以下の数値は切り捨て、料金算定期間の日数には開始日を含みます。

- ロ 日割計算日数は30から供給中止期間の日数を減じた値といたします。なお、供給中止機関の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数とし、31以上の場合は30といたします。

#### 4 ガス料金の精算

お客さまが1（対象となるお客さま）(2)または(3)の条件を満たさずにガスを使用された場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、当社が別に定める標準プラン（主契約料金表）にもとづきガス料金として算定される金額とすでに申し受けたガス料金との差額を申し受けることがあります。

#### 5 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量	・・・	45	メガジュール
	最低熱量	・・・	44	メガジュール
圧力	最高圧力	・・・	2.5	キロパスカル
	最低圧力	・・・	1.0	キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	・・・	47	
	最低燃焼速度	・・・	35	
	最高ウォッベ指数	・・・	57.8	
	最低ウォッベ指数	・・・	52.7	

#### 6 その他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。

## 附 則

### 1 実施期日

この料金表は、2025年10月1日から実施いたします。

別 表 (原料費調整)

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格、平均LNG価格および平均LPG価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.7303$$

$$\beta = 0.0821$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が59,540円を下回る場合

原料費調整単価

$$= (59,540 \text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が59,540円を上回る場合

原料費調整単価

$$= (\text{平均原料価格} - 59,540 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月から3月までの期間	料金算定期間の末日がその年の6月1日から6月30日までに属する料金算定期間
毎年2月から4月までの期間	料金算定期間の末日がその年の7月1日から7月31日までに属する料金算定期間

毎年3月から5月までの期間	料金算定期間の末日がその年の8月1日から8月31日までに属する料金算定期間
毎年4月から6月までの期間	料金算定期間の末日がその年の9月1日から9月30日までに属する料金算定期間
毎年5月から7月までの期間	料金算定期間の末日がその年の10月1日から10月31日までに属する料金算定期間
毎年6月から8月までの期間	料金算定期間の末日がその年の11月1日から11月30日までに属する料金算定期間
毎年7月から9月までの期間	料金算定期間の末日がその年の12月1日から12月31日までに属する料金算定期間
毎年8月から10月までの期間	料金算定期間の末日が翌年の1月1日から1月31日までに属する料金算定期間
毎年9月から11月までの期間	料金算定期間の末日が翌年の2月1日から2月28日（閏年の場合は2月29日）までに属する料金算定期間
毎年10月から12月までの期間	料金算定期間の末日が翌年の3月1日から3月31日までに属する料金算定期間
毎年11月から翌年の1月までの期間	料金算定期間の末日が翌年の4月1日から4月30日までに属する料金算定期間
毎年12月から翌年の2月までの期間	料金算定期間の末日が翌年の5月1日から5月31日までに属する料金算定期間

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1立方メートルにつき	8銭1厘
------------	------

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。